

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：32686
 研究種目：基盤研究(C)（一般）
 研究期間：2020～2022
 課題番号：20K12332
 研究課題名（和文）ジェノサイド後の分断社会における和解と共生の可能性 スレブレニツァを事例に

研究課題名（英文）The possibility of reconciliation in a "genocide"-torn society: the case of Srebrenica

研究代表者

長 有紀枝（OSA, Yukie）

立教大学・21世紀社会デザイン研究科・教授

研究者番号：10552432

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：ボスニア紛争の終盤、1995年7月にボスニアのセルビア軍の攻撃・処刑により、イスラム教徒約8,000名が死亡したスレブレニツァ事件は「第二次世界大戦以来の欧州で最悪の虐殺」と称され旧ユーゴ国際刑事裁判所で唯一「ジェノサイド」と認定された事件である。本研究は、事件の再構築と原因の解明を試みるとともに、「ジェノサイド」後の分断社会の和解と共生はいかなる条件下で可能となるのか、その検討を通じ、ジェノサイド予防や和解に資する理論を検討することであった。前者については一定の成果を収めたものの、後者については事実認定や記憶をめぐる対立が、和解の阻害要因として機能しているさまを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際社会からみたスレブレニツァ事件は、現在進行中のウクライナ戦争においても、ブチャの惨劇を前にウクライナ国防省が公式Twitterで「新たなスレブレニツァ」とつぶやくほど象徴的かつ政治的・歴史的に重要な事件である。そのため多方面の学術研究が、国内外で発展・深化を遂げる一方で、比較ジェノサイド研究の視点から発生メカニズムや実態の解明を試みることは、その行為自体が「ジェノサイドの否定（ディナイアル）」と認識され忌避される傾向にある。こうした状況下、自明のこととして問われることの少ない発生要因やメカニズムを、再発予防を目的に改めて検証し、一定の成果を上げたことに学術的、社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of the study was to 1) explore and discover the mechanism of the Srebrenica massacre and why and how it happened from the comparative genocide studies perspective, 2) find out how reconciliation and coexistence become possible after "genocide" and atrocity torn society such as Srebrenica. Regarding the first question, this study achieved an outcome. However, regarding the second question, the deteriorated local situation forced the research question to be overturned/inverted. Instead, how and under which conditions reconciliation and coexistence are impeded was considered. The study then elaborated on this question, eventually revealing that the memory war on Srebrenica massacre as well as the contested perception of facts worked as impeding factors.

研究分野：国際政治学 ジェノサイド予防、平和構築、移行期正義

キーワード：スレブレニツァ ジェノサイド ボスニア・ヘルツェゴヴィナ 移行期正義 ジェノサイド否定 記憶の戦争 犠牲者意識 ナショナリズム 国際刑事裁判

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際政治上の背景

1995年7月に発生したスレブレニツァの虐殺事件は、日本においては、国際政治や国際法、バルカン地域研究などの研究者や、政府・自衛隊関係者を含む国際平和活動の実務者を除き、旧ユーゴスラヴィア解体の過程で発生したボスニア紛争終盤の凄惨な出来事として、一部の人々に記憶されているにすぎない。しかし、欧州を中心とする国際社会にあっては第二次世界大戦後の欧州で発生した最悪の虐殺事件として、あたかも一つのアイコンのように特別の地位を占め、発生から四半世紀が過ぎてなお、遺族や住民のみならず、国際的に象徴的な事件として多方面に甚大な影響を及ぼし続けていた。

(2) 学術的背景

こうした事態と呼応し、学術的にも国際関係論、地域研究、歴史学、移行期正義、国際法学、人類学といった分野で研究が進む一方で、国際的に最も研究の蓄積が薄い分野が、比較ジェノサイド研究の視角からみたスレブレニツァ研究であった。特に集団殺害の再発防止に決定的に重要な、原因とメカニズムの解明に関しては、戦闘による犠牲者の存在や他の重要な歴史的事実が検討されず、虐殺の原因をボスニアのスルブスカ(セルビア人)共和国軍(Vojaska Republike Srpske = VRS)の最高司令官・将軍のムラディチ(Ratko Mladić)と大統領カラジッチ(Radovan Karadžić)による「純粋なセルビア人国家」創出のための民族浄化政策の「総仕上げ」とする論、隣国セルビアの大統領ミロシェヴィチ(Slobodan Milošević)の関与を前提に、彼の裁判中の死亡をもって、事実の解明が闇に葬られたとする説も支配的である。

事実の解明ではなく、戦争犯罪人の処罰を目的とする旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)が「認定」した事実が、歴史的事実として認識され、それを受け入れないセルビア人社会とイスラム教徒あるいは国際社会との亀裂と分断を深めてもいた。単純な対比は不適切ではあるが、冷戦終結後、旧共産圏の文書館の開放により、研究が飛躍的に進み、今なお、多様な研究が競合・補完し合いながら発展・深化を遂げ続けているホロコースト研究とは対照的に、ジェノサイド研究の視点からみたスレブレニツァは西欧社会の研究者を中心に、単純化された単一の図式でのみ語られる傾向にあった。ICTYによる「事実認定」は既に終了しているが、果たして学術的に終了したと言えるのか。こうした背景のもとで本研究は始まった。

(3) 加害者側政府による真実調査委員会の立ち上げ

本研究期間の開始前年の2019年3月、ボスニアのスルブスカ共和国政府が、「ボスニアの人々の信頼と寛容を醸成し、現在および次世代の和解と共生に資すること」を目的に、国外の委員10名からなる、国際専門家委員会「1992-95年の間のすべての犠牲に関するスレブレニツァ独立国際調査委員会」を立ち上げ、本研究期間内に最終報告書の発表が予定されていた。同委員会は設立当時から、歴史の書き換えを目指すもの、として国際社会の批判を浴びる中、研究代表者もその委員就任の依頼を受け、アメリカ(2名)、イスラエル、イタリア、オーストリア、オーストラリア、セルビア、ドイツ、ナイジェリアの委員とともに参加することとなった。

2. 研究の目的

このような状況下で、本研究開始時点での核心をなす学術的「問い」は以下の2点である。

- ・スレブレニツァとはどのような事件であったのか。VRSによる残忍な集団処刑は紛れもない事実ではあるが、複数の場所で発生した複数の虐殺を単一の「ジェノサイド」として論じることができるのか。国際刑事裁判の判決といかなる整合性をもつのか。
- ・スレブレニツァの虐殺はセルビア人にとっては、1992年のムスリムによるセルビア系住民の虐殺事件を指す。1992年と1995年、2つのスレブレニツァを経験し、分断のただ中にある社会の「和解」と「共生」は、どのような条件下で可能となり、その理論的考察は、ジェノサイド予防や他地域の和解や共生に資する普遍的な理論たりうるか。

この二つの「問い」に呼応し、本研究では以下3点を目的とした。

比較ジェノサイド研究の視点から事件の再構築とメカニズム、原因の解明を試みる。

「国際専門家委員会」の報告書は現地社会の和解の一助となりうるか、あるいは歴史と無関係な現在進行形の外部要因（旧ユーゴスラヴィア諸地域に近年流入したシリア難民の存在など）が共存・共生の助力となるかを検討する。

Local/regional/internationalな次元から行うスレブレニツァ事件とその後の25年の分析を通じ、分断の度合いや和解・共生の主体、程度・種類について理論構築を試みる。

3. 研究の方法

当初計画していた研究方法は、事件のメカニズム解明のための文献・資料収集とその読解、「国際専門家委員会」関係者およびICTYの刑期を終えた元受刑者を対象とする対面のインタビュー調査であった。しかし、研究期間が新型コロナウイルスによる渡航制限の期間と重なったため、予定を変更し、「国際専門家委員会」のメンバーに対する聞き取り調査を行うのみにとどめた。代わりに、以下3冊の現地語文献の翻訳作業を実施した。

- ・スレブレニツァ事件の集団墓地（遺体の2次埋設地）が13カ所にわたって点在する特殊な土地カメニツァ市民による手記『地獄の包囲下のカメニツァ（KAMENICA U PAKLU OPSADE, Tuzla 2017）』（ボスニア語・全375頁）。貴重な一次資料である本書は、同地出身のムハメド・オメロヴィチ（Muhamed Omerović）氏が1992年の紛争開始から、93年のカメニツァの陥落まで、加えて紛争終結後の集団埋設地発見に至る様子を描いたもの。300部の限定出版で、本科研の先行科研（基盤研究(c)17K02045「ICTY判決とジェノサイド後の社会の相克 スレブレニツァを事例として」）の現地調査の折、カメニツァの役場職員から寄贈された文献である。
- ・スレブレニツァ事件時のVRSの最高司令官ラトゥコ・ムラディチ（Ratko Mladić）の評伝『Komandant』（Bojan Dimitrijević著、Vukotic media、2018年、全337頁）。
- ・スレブレニツァ事件の首謀者の一人で、本研究において、実質上の責任者と推定するVRS幕僚の治安担当部長・大佐リュビシャ・ベアラ（Ljubisa Beara）の評伝『Beara Dokumentarni roman o genocidu u Srebrenici』（Ivica Dikić著、Naklada Ljevak、2016年、全246頁）。ベアラは2015年1月のICTY上訴審判決で終身刑確定後、ドイツで服役中の2017年2月に死去している。

なお、ムラディチとベアラはスレブレニツァ事件においてジェノサイド罪でICTYから終身刑（ICTYの最高刑）の判決を受けた5人のうちの2人である。他の3人は大統領カラジッチ、VRSの諜報・治安担当副司令官・将軍ズドラヴコ・トリミル（Zdravko Tolimir）、スレブレニツァを管轄するVRSドリナ軍団の治安担当部長・中佐ブヤディン・ポポヴィチ（Vujadin Popović）である。

4. 研究成果

(1) 比較ジェノサイド研究の視点からの事件の再構築とメカニズム・原因の解明

- ・ スレブレニツァが陥落した7月11日以降、約2万人の女性や子供、高齢者はポトチャリにある国連保護軍（UNPROFOR）オランダ部隊本部へ、成人男性は、縦隊を編成し、徒歩でセルビア人の支配地区を行軍し、ボスニア政府軍支配地を目指したが、この行動は、自然発生的ではなく、スレブレニツァ市当局の指示であったことを改めて確認した。
- ・ セルビア人支配地区を行軍した成人男性はボスニア政府軍兵士と文民から構成され、3分の1は兵士（または武装した市民）であることはICTYでも認定事実として扱われている。しかし両者の間に戦闘行為があったことは、重視されていない。本研究では、この戦闘行為や武装した兵士の存在が虐殺事件の発生に重要な意味を持つことを改めて確認した。
- ・ さらにこの背景として、本研究ではボスニア紛争との関係を重視した。この点はICTYの多数意見においては重視されていないが、トリミルの第一審判決や、ムラディチの上訴審判決の反対意見においては、本研究と同様の見解が述べられている。この立場は、スレブレニツァ事件をジェノサイドと認定することに異を唱え、重大な戦争犯罪や人道に対する犯罪と認識する説でもある。これは著名な国際法学者で国際刑事法、人権法の第一人者であるウィリアム・シャバス教授の主張にも通じる。なお同教授は『国際法におけるジェノサイド』（Schabas, W.A. (2009) *Genocide in International Law, 2nd ed.* Cambridge University Press）はじめ多数のジェノサイド条約に関連著作の多い第一人者である。
- ・ 戦闘による死者を除き、スレブレニツァの大規模虐殺は、7か所で実行されたが、ICTYでは全て同じ動機で一括りにしている。再発予防を目指す比較ジェノサイド研究の視点からは、犯罪地ごとの子細なメカニズムや動機の解明・検討が重要であることを確認した。

(2) 国際専門家委員会のスレブレニツァ事件に関する報告書の影響に関する調査

- ・ 予定より遅れて2021年7月に公開された全11章1106頁からなる報告書（セルビア語、英語）は、虐殺の発生を事実と認めた上で、行方不明者すべてが虐殺の犠牲者ではなく、戦闘行為による死者も数千人にわたること、虐殺行為はジェノサイド条約上のジェノサイドを構成するものではないなどの見解を公表したが、予期されたとおり、大きな批判を浴びた。
- ・ 時を同じくする同年7月22日、 Dayton 和平合意に基づき民生面での和平履行を監督するボスニア・ヘルツェゴヴィナ上級代表インツコ（Valentin Inzko, High Representative for Bosnia and Herzegovina）が、「ボンパワー」と呼ばれる強権を発動し、ボスニアの刑法を改正、ジェノサイド否定に対する処罰規定を、同刑法145条（1）に追加した。
- ・ これら一連の動きに対する現地社会、国際社会の反応・反響について情報収集を行った。

(3) 理論構築の試み

- ・ 研究期間中に現地情勢が著しく悪化、和解と共生はどのような条件下で可能となるかではなく、どのような条件下で阻害されるかという当初とは逆のベクトルから検討した。事件の事実認定や記憶をめぐるLocal/regional/internationalすべての次元での対立が、当地の和解の阻害要因として機能しているさまを明らかにし、後述する「犠牲者意識ナショナリズム」との共通点を見出した。
- ・ また当初は、地域に大量に流入したシリア難民など外部要因が共存・共生の助力となるかも検討対象としていた。さらに本研究期間中に発生したコロナ対応での協力も注目したが、そうした協力関係の深化を望まない政治の力が、双方の側にあることを確認した。

(4) 書き換えられる歴史的事実と政治的示唆

2020年、国際共同制作でスレブレニツァ事件を描いたジュバニッチ (Jasmila Žbanić) 監督作品『アイダよ、何処へ』(QUO VADIS AIDA?) が公開され、第93回アカデミー賞国際長編映画賞候補となるなど大きな話題を呼んだ。映画はポトチャリの国連保護軍を舞台とした作品で、部分的には史実、事実に沿っているが、意図的か製作上の都合か、ボスニア政府軍側(第28師団)のスレブレニツァでの展開やスレブレニツァを拠点にした軍事攻撃の事実には触れられず、ボスニア紛争を3民族による三つ巴の紛争ではなく一方的な侵略とするような描写が見られた。

また映画ではスレブレニツァ市長が冒頭でVRSに銃殺されたため、VRSとの交渉役が主人公アイダの夫らに任されるが、現実には、汚職等のうわさがあった同市長は縦隊の先頭で最初に逃げのびている。このような事実の誤認につながる架空の物語が混在しているが映画は、あたかも史実に基づくドキュメンタリーのように扱われ、映画の解説をする朝日新聞のGlobeもこの映画をベースに解説記事を展開している(<https://globe.asahi.com/article/14442400>)。

映画で事件を知る世代にとっては、現地社会のみならず、国際的にも、作られた歴史が史実と認識され再生産されるなど、スレブレニツァ事件に関して「記憶の戦争」とも呼ぶべきものが、多様な主体により繰り広げられる様子を確認した。

(5) 総括国際シンポジウムの開催(2023年2月28日、立教大学8101大教室)

スレブレニツァ研究においては、虐殺の事実を認めても、背景としてボスニア紛争の文脈に触れたり、事件をジェノサイドではなく、戦争犯罪や人道に対する犯罪という犯罪類型から論じると、歴史修正主義者・否定論者という烙印が押される著しい傾向がある。学術研究であっても同様に、ジェノサイド研究の立場からそうした発信をした研究者には、前出のシャバス教授含め、執拗な個人攻撃が行われているが、その多くが、被害者遺族ではない、カナダ等のボスニアのイスラム教徒を中心とするディアスポラ団体からの発信であることを確認した。

過去の紛争やジェノサイドで犠牲となった歴史的記憶を後の世代が継承して自分たちを悲劇の犠牲者とみなし道徳的・政治的な自己正当化を図るナショナリズムは、グローバル化した世界で互いを参照しつつ犠牲の大きさを競い合う傾向にある。その頂点にあるとされるのが「ジェノサイド」の犠牲者である。この姿勢は人権規範を重視する西欧社会に移住したディアスポラが自らの居場所を確保、正当化する意味でも重視されている。

スレブレニツァ事件についてもこの傾向は顕著であることを確認し、本研究の総括として国際シンポジウム「ジェノサイド後の分断社会における和解と共生の可能性と不可能性 スレブレニツァを事例に、『犠牲者意識ナショナリズム』の視点から」を開催した。

登壇者は、同概念の提唱者である韓国・西江大学の林 志弦(イム・ジヒョン、Jie-Hyun Lim) 教授、英国・ロンドン大学のヤスナ・ドラゴヴィチ=ソーソ(Jasna Dragović=Soso) 教授(オンライン参加)、橋本敬市JICA国際協力専門員・平和構築担当、クロス京子京都産業大学教授および研究代表者の長の5名で、国内外の60大学やメディアなどから対面で80名、オンラインで120名、計200名が参加した。

第1部では林教授が「犠牲者意識ナショナリズムを超えて」と題した基調講演を、第2部ではソーソ教授が“Srebrenica and ‘coming to terms with the past’ in the post-Yugoslav region”と題した基調講演を行った。その後、長の「スレブレニツァをめぐる記憶の戦争」、橋本氏の「2021年7月の上級代表(OHR)によるジェノサイド否定を処罰するボスニア刑法改正とその背景」、クロス氏の「誰が正当な『被害者』か-補償をめぐる分断と政治化」と題した報告が続き、最後に林教授が全体の討論を行って総括とした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 長有紀枝	4. 巻 第60巻
2. 論文標題 ボスニア・ヘルツェゴヴィナの平和構築再考 デイトン和平合意25年後の教訓	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際安全保障	6. 最初と最後の頁 74-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 長有紀枝編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 252
3. 書名 スレブレニツァ・ジェノサイドー25年目の教訓と課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>【研究会での発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長有紀枝「母国の信頼構築に影響を与えるボスニア・ヘルツェゴヴィナのムスリム・ディアスポラのコネクティビティ：スレブレニツァ事件のジェノサイド認定を巡るロビー活動を事例に」「イスラーム信頼学」A03・B03班共催ワークショップ「ディアスポラによる「遠隔地ナショナリズム」と信頼構築」2022年1月6日 https://connectivity.aa-ken.jp/activity/484/ ・長有紀枝「映画『アイダよ、何処へ？』とスレブレニツァの記憶」科研基盤B「旧ユーゴスラヴィア地域における民族を超えた文化の学際的研究：紛争後30年を経て」第4回研究会、2021年11月13日 <p>【講演・講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『アイダよ、何処へ？』トークイベント付き上映会。福岡KBCシネマ。2021年9月26日 ・防衛省防衛研究所一般課程による講義「日本のPKOはスレブレニツァ事件から何を学ぶか～事件の再構築を通じて」第68期(2020年12月21日)、第69期(2022年1月18日)、第70期(2023年1月13日)

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 「ジェノサイド後の分断社会における和解と共生の可能性と不可能性 スレブレニツァを事例に、『犠牲者意識ナショナリズム』の視点から」	開催年 2023年～2023年
--	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
韓国	所属機関はあるが、個人研究者として参加			
英国	所属機関はあるが、個人研究者として参加			